

二 豊の莊園について（一）

— 豊後国岡田帳を中心として —

は し が き

渡 辺 澄 夫

「吉川英治氏の宮本武蔵や新平家物語は、數十りの読者を得た名著と言われるが、その中には武蔵がどうしてめしを食つていたかの説明がないのに、これを不思議とせずに仁侠の世界を讃美するのが日本の内柄である」と嘆したのは、日本史家ならぬ「中国社会の基礎構造」の著者、今堀博士の言である。英雄佳人の世話じみた生活問題の敍述は、文学の詩的世界には無用であるとも考へ得るが、実はその大半の責任が從来の史家にある事も否めない。古い教科書を見るとそうした敍述は少く、郷土史の中には特にその方面の欠けているのが多い。特に中世史の分野でブランクの状態のものがあるのは、当時の社会経済体制が、史学専攻者にも難問とされる莊園制であつた事にも関係がある。こうした大きな問題が筆者のような微力によつて解明されることは到底考へられないが、何程かの参考になればと思ひ敢えて卑見を述べる事にした。先学の叱正と援助によつて、幾分でも二豊中世史の解明に前進の契機となれば望外の喜びである。

一、豊後国岡田帳の成立と史料的価値

莊園研究は僅かずつ古文書を集めて、その成立発展の過程や内部構造を分析しなければならない、豊後国には全体の莊園が一まとめにして記されている弘安八年（一二八五）の岡田帳がある。^①鎌倉時代後半期のものであるが、これを中心として発

二豊の莊園について

生期に遡り更に降つて変質崩壊の過程を知るのに極めて便利である。二豈莊園研究の出発点として、先づ第一に本書が取り上げられねばならない所以である。

鎌倉時代には幕府の命によつて、國毎にこうした報告書が作製されたらしい。最も古いのは建久國田帳（薩摩・日向）⁽²⁾で、その他淡路國太田文（貞応二年）・若狭國太田文・肥前國郡御実檢帳（以上文永二年）常陸國太田文（弘安一年）・但馬國太田文⁽³⁾・（弘安八年）・肥前國庄公田數帳（正応五年）等がある。かつて西前國にも建久頃の國田帳の存在した事が宇佐永弘文書の整理によつて判明したが、遺憾乍ら断簡である。たゞこれに代るものとして、宇佐大鏡があり、宇佐宮領だけについては鎌倉初期以前の状態を知り得る事は幸いである。

豊後國岡田帳は、元寇直後の公領莊園の別、その田數と知行者（本家・領家・預所・地頭等）を注したものである。時の守護は大友賴泰（道忍）で、幕命により守護の権能において調査し報告したものである。その事情は同書の前書によれば、弘安八年二月廿二日幕府から御書（御教書）を以つて報告を命ぜられたが、賴泰は幕府の徳政使者が下向していたので正月以来家来と共に博多に出張していたゝめ調査が出来ず、なお筥崎八幡・肥前川上社の造宿に暇どり、九月帰国して直人等に報告させたものであると言う。右に徳政使者下向とは、弘安七年五月幕府が寺社領以下に関する三十八ヶ条の政道興行の条々を規定したが、その内二ヶ条は九州に関するもので、同十一月廿五日の関東御教書に、鎮西の宗たる守領を甲乙人が活用または質券の地と言つて横領するものがある。明石行宗・長田教經・兵庫助三郎政行を東使として下し、なお大友賴泰・越前守宗盛・少式経資に合奉行として参加すべき事を命じた。御使下向とはこの東使の事であり、賴泰が正月以本博多に「昇向」いたと言るのは、合奉行に任命された事に關係するものと解される。文永・引安以後、九州が異賦防禦の第一線となり、所領訴訟のため六波羅・関東に参訴し本領を離れる事を止める必要上、現地に訴訟機関を常置する事が望まれ、その具体的な措置として、右の東使と合奉行による合議訴訟機関が成立したのである。後に鎮西談議所となり、遂に鎮西探題にまで發展完成される九國二島統治の最高機関の端緒である。⁽⁹⁾なお、先の御教書には、平家以後没收地の事、京都・関東被官輩の知行の事、甲乙人等押

領の境相論の事、等を糾明する事、並びに社壇修理や退転した神事の興行、主要な神社及び名主職を調査する任務も附加されていた。頼泰が両社の造営を行つたのも、この命令に随つたもので、岡田帳の出し出しも、神社復興と関係があり、蒙古合戦以後の所領争いや御家人の論功行賞に關係があるであろう。

本書の報告は九月晦日附で書かれ、幕府政所執事二階堂行一（信濃判官入道）に宛てられている。頼泰の帰国は九月であるから、僅か一ヶ月足らずで完成した事になる。若し期間に間に合わねば支障を来すとの配慮から短期間に作成したもので、道忍自ら「四度計（しどけ）なく候」と述べ、追而詳細な報告書を進め、これと取り替える事を上申しているが、果してこれが行われたかは疑問である。現在のものは初度の注進状案の転写本であり、諸本に相当の異同がある。なお、本書の書出しには十月十八日に脚力（平林本正、他本芳正）が豊後國府（一本府中・他本豐府）を出発したとある。九月晦日に完成して十月十八日に早馬が守護所（古岡府）を出発したわけであるが、この部分が前書の一部となつている事は、文書の体裁からして、また文書の日附からしてやゝ不合理である。平林本では、

御注進状案、豊後國田文事、弘安八年十月十六日豐後於府中脚立^(マ)康正、在判、豊後國中神社仏寺権門勢家莊園……交名之事、

とあり、他本には「(上略) 豊後出府畢、脚力芳正^(判カ)在主、(下略)」とある所を見れば、この部分は文書の端書、等として出発の日附、脚力の署判を記したもののが、転写の際本文中に混入したものと見るべきはあるまいか。然らば本文の始りは、脚力の次の、

豊後國神社仏寺権門勢家莊園國領公田及領家預所地頭弁済使等交名之事、

であつたとするのが妥当であろう。このように、本書が一種の仮報告の性質をもつていて、転写の際の誤入・誤脱・誤記等があり、なお、数行ないし一枚の落丁（後述）の存在が予想される事は、史料価値の減殺を否定し得ないが、その成立事情は正史と符合し、又莊園の記述は古文書と合致するものが頗る多い。偽書説の当らない事は言うまでもなく、誤写も異本の校合

によつてある程度克服される以上、仮報告としての限界性を考慮して使用すれば、数少い総合的な中世莊園史料としての価値は極めて高いと言わねばならない。

註

- ① 宇佐本・竹田津本・平林本・三浦本その他の諸本がある。
後藤碩田の岡田帳考証(編年大友史料科)が最も綜合的であるが、なお誤解や不備な所がある。
- ② 島津家文書一(大日本古文書家わけ)。
- 史料編纂所影写本。なを常陸・淡路・豊後のそれは続群書類從卅三下雜部、但馬太田又は続々群書類從十六にも收められている。正応五年肥前國庄公田數帳は、河上宮用途支配に關し、同國全体にかゝるものではない。
- 大県史料宇佐永弘文書一口絵写真。
- 宇佐益永本(史料編纂所影写本)及び小嶋鉢作氏本等が知られている。
- 碩田考証。筥崎宮は文永十一年蒙古合戦に焼亡・弘安三年再度焼失した。
- 新御式目(續群書類從二十三下武家部)。
- 新編追加(同前)。
- 相田二郎氏異国書固番役の研究(歴史地理五十八の一・二・三)石井良助博士鎌倉時代の裁判管轄(法學協会雑誌十七の十)、佐藤進一氏著鎌倉幕府訴訟制度の研究(二八五頁以下)。

二、平安時代莊公の分割領知關係

弘安八年の豐後国内の田地は、次の如く分割領有されていた。最も広大なのは宇佐宮領の一六〇〇町余で、神宮寺である彌勒寺領を含すれば二六九三町余、全体の約三五%を占める。由原社領は現在の杵原八幡であり、鶴見社とは別府鶴見山麓の火男火壳神社である。安樂寺は太宰府にある道真を祀る天満宮神廟で、その莊園は九州各地に跨り、宇佐宮と共に九州における二大莊園領主であつた。蓮華王院は後白河法皇の建立にかかる京都三十三間堂、金剛院・城興寺とともに京都の寺院かと思われるが、確証を得ない。碩田は城興寺を玖珠郡の興聖寺に比定する。昔の類似と同寺領が多く同郡にある事からの推定であるが、地方の一寺院が領家として二七〇町余の莊園を領有し得たかは頗る疑問である。八代國治博士莊園目録には皇室御領としている。従うべきものと考えるが、遺憾ながら論拠を示さない故、今後の検討を期したい。権門領は皇室(主として女院)・

弘安八年豊後國莊公田數表

本所領家	田數	計
宇佐宮領	町1600余	
由原社領	246	
鶴見社領	15余	
宇佐彌勸寺領	1093	2954余
安樂寺領	500余	
蓮華王院領	300余	
金剛院領	500余	
城興寺領	270余	1570余(4524)
權門莊領	1380余	1380(5904)
国半不輸領	680余	
公田	850余	
府警固田	18	
府官濟物井定	256	1804
計	7708	(7708)

藤原氏、その他の京都貴族の所領である。國半不輸領とは、所當は國衙に收め公事雜役（夫役及び雜稅）を權門社寺に納入するものである。新編追加に、

一半不輸所々地頭方公事可ニ勤仕否事、

右、或弁三濟所當於國司領家、令勤ニ仕公事寺家社家所々在々、又弁三濟所當於國司、令勤ニ仕公事於權門、（下略）

とある事に最も明瞭で、下地所當の支配權は國衙にあるが、公事を他に与えたものである故、國衙の一円支配權は存しない。これに対し公田は、所當・公事ともに國衙の支配に屬するもので、在序の一円支配權下にある。府警固田は國衙領であるが、その地子（小作料）は太宰府警固の費用にて、公事のみを國衙が收めた。貞觀十一年（八六九）六月新羅の海賊が豊前國から太宰府に運送した年貢絹綿を掠奪したので、博多鴻臚館に甲冑を運び浮囚を差遣して分番せしめ、統領選士を分置して警備せしめた。その糧米を九州諸國に分担させたが、のち筑前國の女子口分田を割いて公営田とし、残りの田地を分置して警固田と名づけ、その地子を以て雜用に充てしめた。又二百町を割いて府儲田とした。豊後の府警固田がこの時のものであるかは明瞭でないが、これと関係のある事は疑いない。最後の府済物弁官物定田は、恐らく豊後國衙の正税中から太宰府に進済していた官物が、後に田地として固定したものであろう。延喜式主税上に、

豊後國正税、公廨廿万束、國分寺料二万束、文殊会料二千束、府官公廨十五万束、衛卒料一万六千四百七十二束、修理府官舍料六千束、池溝料三万束、救急料八万束、浮囚料三万九千三百七十束、

とある府官公廨や修理府官舍料等が、莊園の増加によつて一定の定田として固定したものではないかと推測する。

以上惣田数七七〇八町の内（図田帳は六八七三町とする）、過半数である四五二四町は社寺領で、しかもその三分の二は地人等による寄進地系莊園が多い。上記の寺社領及び權門領を加ると五九〇四町歩余となり、當時全体の七七%が莊園化していた事になる。従つて残り一八〇四町、全体の二三%が國衙領であるが、その中六八〇町は半不輸領で、二七四町は公事だけの支配権であり、純然たる公田は八五〇町、全体の一%に過ぎない実状である。しかもこれらには、多く御家人たる地頭が入部しており、そうでないものも同司在序官人の私領化し、殆んど莊園と変らない状態である。莊園の普遍化はまさに以上の通りであるが、当時の莊園の内部は、在地領主層（地頭）の壇頭により、すでに莊園制を変質させる次の段階へと進みつゝあつたのである。次に郡別にし、個々莊園毎にこれらについて概観したい。

註（1）日本三代実錄貞觀十一年六月十五日・同十五年十二月十七日。
 （2）新訂増補國史大系二十六。

三、各莊園の田数と領知關係

図田帳に示される八郡の莊園・公領の田数、及び領家・地頭は次の通りである。記載の領家・地頭等の中には、實名の比定に問題を有するものが多いが、その考証は次の機会に譲り、こゝには紙幅の關係上図田帳の記載を要約するに止める。

（一）岡東郡

一六三八町（五莊八郷）

宇佐宮領

主（町）

本郷

久吉名

重藤名

八

町、段

地頭大友賴泰（道忍）

神官名主等

（町）

久吉名

重藤名

同

地頭忠左衛門尉惟景跡本工助三郎景元（道念）

池永永吉名

二

地頭忠左衛門尉惟景跡本工助三郎景元（道念）

(2) 宇佐宮領

安岐郷三〇〇、

領主宇佐神官名主等
地頭日田永基(法基)

同

相模七郎母御前辻殿

地頭朝来野彌三公平

戸次時頼(道惠)同公繼

郷司来繩妙惟房智恩院主采範神官名主等分領

地頭職大炊三郎感入能泰(道喜)

地頭職小田原賴景

元點前大炊入道女子持明院別当後室跡、田原泰広号借上質券、
買得相伝相論

伊賀因住人八十島賴忠私領、田原泰広借上

領主大藏卿法眼有寛小田原景泰(寂仏)相論

名越尾張入道

曾彌崎慶増

大炊判官次郎親元

小田原重直(道仏)

地頭伊美永久(道応)

地頭都甲西迎跡惟近(寂妙)

地頭川越安芸前司

村各知行之處、農前大炊入道跡六郎太郎能重論之、
武坊寛秀五郎惟

(9) 宇佐彌勒寺領
真玉莊

七〇、

(7) 同
都甲莊 七〇、

(8) 香地郷 六〇、

(6) 伊美郷
(イ八〇)

(5) 宇佐宮領
田染郷 九〇、 余

(4) 宇佐宮領
田原郷 六〇、

(3) 宇佐宮領
来繩郷三〇〇、

(2) 宇佐宮領
來繩郷並余名

久吉 久末

本郷 本郷

小野郷 一万名

本郷三井府

大田原別府(イ浦)

糸永 丸名

櫛永

来浦

名

一〇 一〇

四〇 四〇

二九 二九

五 五

三七 三七

一四 一四

三〇 三〇

三六、 三六、

(10) 草地莊 二五、

(11) 竹田津 (莊脫力) 二〇、

宇佐彌勒寺領所司等名主數人

(12) 白野莊 二五、

國 (岐部) 領主人浦

(13) 国東鄉 三〇、

姫部人浦

〔二〕 速見郡 一五〇〇町 (四莊四郷)

領家松殿二位中將御跡、地頭職信濃伊勢入道殿跡

(1) 宇佐官領 石垣莊 二〇、

〔一〕 別府莊

一四〇、

宇佐領領主仲官名主等

(2) 朝見郷 八〇、

一五〇、

地頭名越備前左近大夫 (公明)

(3) 篠門莊 八〇、
百余町

一五七〇、

地頭職相模守 (時宗力)
大友賴泰 (道善)

(4) 大神莊 一七〇、

一七〇、

地頭職宍山次郎貞継 (道善)
大友賴泰 (花堂別當僧都御房) (藤基氏力)(5) 宇佐彌勒寺領
八坂莊 二〇、

一〇〇、

同 地頭職相模守 (時宗力)
戸次時賴 (道惠)新若本下 木貞井近 日出加鶴小本
富乃奈井平湯立坂 小野村莊

一五五、

地頭職士肥一王丸
大友賴泰 (花堂別當僧都御房) (藤基氏力)

庄名莊庄 井手之村野村原島

四五〇、

地頭職相模守 (時宗力)
大友賴泰 (花堂別當僧都御房) (藤基氏力)

庄名莊庄 井手之村野村原島

五五、

地頭職相模守 (時宗力)
大友賴泰 (花堂別當僧都御房) (藤基氏力)(5) 宇佐彌勒寺領
八坂莊 二〇、

四五〇、

地頭職相模守 (時宗力)
大友賴泰 (花堂別當僧都御房) (藤基氏力)八大友賴泰各配分
五郎左衛門跡彌五郎親盛跡彌次郎忠繼、惟継嫡孫而相続

地頭職大友賴泰

領主竹田津惟永 (連弘)

彌勒寺領寺家所司等

(6) 山香郷 一〇〇

日一広 下立本
石倉成名
村郷瀬

(7) 由布院 六〇

一四〇〇余
一六、一六、
三〇、三〇、
一〇、一〇、

(8) 鶴見村 一五

郷司（大津）家定退転之後當和行因分明
肥前九郎入道明眞跡彦四郎盛通（良恵）
肥前庄御家人綾部小治郎道明跡後家善阿女子小田原五郎敷郷配
遠江因御家人内田工藤三致清跡三郎政時（イ持）相続
大友賴泰元日差左衛門後家相論
大友判官代太郎時賴（道惠）三郎重親相続

直入郡

二七〇町

領家安樂寺御神領、地頭職安樂寺御神領

地頭大友賴泰

(1) (2) (3)

入田郷 一〇〇、
三五、四〇、

地頭朽網泰親（善心）

(註) 直入郷は落丁ないし數行の脱落があるかと考えられる。

大分郡

一一八九町（六莊三郷）

領家清涼寺

大輔房有秀

同前大炊穀人能泰

松尾彌次郎惟泰跡知行不分明

植田八郎有網跡四條侍從殿知行而当國

相模川村新五郎清秀明（城惠）

大友賴泰親

戸次親

本家宜秋門院御跡

二豊の莊園について

地頭職戸次時頼、同重頼、同頼親各知行難存知

(3) 高田莊一〇〇、

平本 牧本
丸 名莊 村莊

(5) 阿南莊
領家至大納言
領今又四郎直觀
領孫地忠頭職守
光松丸護伝所
一富名名

石宗森武安則六松吉本
丸門 宮藤末郎永藤
名名村村名名名名名

(6) 津守莊一七〇、
領家勘解田小路
中納言吉家

福勾岩片別恒光
成元永
名保屋島作名名

一八二

一三五
（イニ九

一三一四六一六一、八
六三六九六 六八七五

二四二二二一
七六〇六六〇六
九一〇九七三八
三〇〇九〇九三〇

地頭御所女房輔御局
敷戸小次郎貞直（智行）
（寂連） 同藤左衛門尉尙泰（行日）

領家城興寺地頭職三浦介殿 地頭御家人牧三郎惟行（念昭）大炊六郎能重相論
領家三浦介殿 地頭御家人牧三郎惟行（念昭）大炊六郎能重相論
領家一斧前左大将家至家地頭職賀来五郎惟永（頤連）
領家山法師備後僧都幸秀地頭同前

(9) 筠和鄉一大寺中納言

地頭職大友賴泰

國 永興寺 分 寺

內梨畑大略島、地代不分明

地頭甲斐國住人市川左衛門宗満（連性）五郎
地頭相模四郎左近大夫

(五) 海部郡 八三一町(三莊五郷)

(1) 領家一条前殿下
臼杵莊二〇〇、下跡

(2) 丹生莊一五〇
領家高倉率相

本
莊

堅田村六〇

三一二

四一

地頭御家人佐伯彌四郎政直
領家佐伯八郎惟資（道法）
堅田左衛門三郎惟光（善大）
忠左衛門次郎惟光後家
小田原次郎重直（道伝）

地頭御家人佐伯彌四郎政直
領家佐伯八郎惟資（道法）
堅田左衛門三郎惟光（善大）
忠左衛門次郎惟光後家
小田原次郎重直（道伝）

地頭相模守（北条貞時力）

地頭大友賴泰

地頭職龜谷刑部大輔

地頭肥前國御家人草野次郎經永

閑權現御神領

(5) 大佐井郷五〇、
国領

二豊の莊園について

(7) 柴山 国
村一〇、領
(8) 毛井村 一〇、

地頭戸次三郎重頼
地頭信濃國御家人平林彌太郎入道親継(行円)

(6) 大野郡八七〇町(二莊三郷)

中村七六、下村一〇〇、二二九、一九、一二〇

上村五一、二二五、三五、一六、三〇〇

領家三聖寺
(1) 大野莊三〇〇、
(一本三三〇余)

大野太郎基直女子相続
同氏女善修理亮庄衛泰今死去子息鶴丸

横尾阿闍梨良慶
同氏女房按察使御局

志賀村七三、二二五、三五、一六、三〇〇
二、一〇

詫摩別當能秀(同次郎時秀)同新三郎資秀
志賀太郎泰朝(阿法)嫡子威人太郎貞朝親鳥帽子継云
新田陸奥守殿

(2) 三重郷一八〇、
(3) 野津院 国
領六〇、五、

地頭職野津五郎賴宗(阿一)
地頭職相模三郎入道女子

地頭職大友賴泰

(7) 日田郡五六〇町(二莊)

(二条帥)
領家三条輔入道跡

(1) 日田莊五〇〇、
(イ七六〇)

竹田別府
石井、由布
日田鳩、今泉名
得善
名

地頭職日田彌三郎永基(法基)
領家清水谷大納言家跡、地頭職大友親秀女子持明院別当室跡、
小田原次郎景泰(寂伝)同五郎景鄉貲領
清水谷大納言跡

宇佐彌勒寺領

(2) 領家安楽寺別當御房
大肥莊 六〇、當御房

地頭職上野國御家人大鷹四郎賴胤跡当知行不分明

(八) 玖珠郡三八〇町(五郷)

一〇〇

(1) 長野郷 (マ、ク)

本郷

二三五

領家城興寺

領家職本家安嘉門院御跡

(2) 山田郷 八〇

新本郷

一一二、三

領家城興寺
横尾公知行

一一三、三

地頭職小田左衛門尉重成(連西)
横尾十郎成資跡

新山階村

一一四、三

魚返次郎通秀(定秀)同三郎通資(念西)
同彌六通直跡第九郎

新庄幡菖蒲迫

一一五、三

地頭職小田左衛門尉重成(連西)
横尾十郎成資跡

新庄幡菖蒲迫

一一六、三

地頭職小田左衛門尉重成(連西)
横尾十郎成資跡

一一七、三

地頭職小田左衛門尉重成(連西)
横尾十郎成資跡

一一八、三

地頭職小田左衛門尉重成(連西)
横尾十郎成資跡

一一九、三

地頭職小田左衛門尉重成(連西)
横尾十郎成資跡

一一一〇、三

地頭職小田左衛門尉重成(連西)
横尾十郎成資跡

(3) 本家安嘉門院御跡

本郷

一一一、三

地頭職小田左衛門尉重成(連西)
横尾十郎成資跡

(4) 本家安嘉門院御跡

本郷

一一二、三

地頭職小田左衛門尉重成(連西)
横尾十郎成資跡

一一三、三

地頭職小田左衛門尉重成(連西)
横尾十郎成資跡

一一四、三

地頭職小田左衛門尉重成(連西)
横尾十郎成資跡

一一五、三

地頭職小田左衛門尉重成(連西)
横尾十郎成資跡

一一六、三

地頭職小田左衛門尉重成(連西)
横尾十郎成資跡

一一七、三

地頭職小田左衛門尉重成(連西)
横尾十郎成資跡

一一八、三

地頭職小田左衛門尉重成(連西)
横尾十郎成資跡

一一九、三

地頭職小田左衛門尉重成(連西)
横尾十郎成資跡

一一一〇、三

地頭職小田左衛門尉重成(連西)
横尾十郎成資跡

本家安嘉門院御跡

本郷

一一一、三

地頭職小田左衛門尉重成(連西)
横尾十郎成資跡

一一二、三

地頭職小田左衛門尉重成(連西)
横尾十郎成資跡

一一三、三

地頭職小田左衛門尉重成(連西)
横尾十郎成資跡

一一四、三

地頭職小田左衛門尉重成(連西)
横尾十郎成資跡

一一五、三

地頭職小田左衛門尉重成(連西)
横尾十郎成資跡

一一六、三

地頭職小田左衛門尉重成(連西)
横尾十郎成資跡

一一七、三

地頭職小田左衛門尉重成(連西)
横尾十郎成資跡

一一八、三

地頭職小田左衛門尉重成(連西)
横尾十郎成資跡

一一九、三

地頭職小田左衛門尉重成(連西)
横尾十郎成資跡

一一一〇、三

地頭職小田左衛門尉重成(連西)
横尾十郎成資跡

(5) 本庄領家職城興寺
新庄領家職城興寺
飯田郷 七〇、一秉寺

(惠良本村
(檀新庄)
相(云新庄)
藤名

一六、三、二〇 肥前國御家人長与石馬次郎成資跡、今城興寺

六、五 地頭職野上次郎資直、右田四郎盛明、松木三郎吉光

書曲村
野上村

一〇、六、二〇 御家人野上太郎資直、右田四郎盛明(道出)各分領不分明

肥前大炊入道女子持明院別當入道至跡小田原次郎頼宗貢得
御家人野上太郎資直、右田四郎盛明(道出)各分領不分明

以上、國東郡五莊八郷、遠見郡四莊四郷(内院一)、日田郡二莊、玖珠郡五郷で、總計二十三莊三十郷(内二院三村)、合して五十三所となる。図田帳の末尾に「都合莊・郷五十八所」とあるものより若千少いのに、直入郡の部に落丁ないし脱落のあるらしい事、他に村を一所として数えたものゝある事が考えられる事等に原因するであろう。

莊・郷の面積は日田莊五百町が最大で、武藏郷・安岐郷・米穀郷・國東郷・種田莊・大野莊等の三百町台がこれに次ぎ、二百町台が七所(石垣莊・八坂莊・山香郷・高田莊・賀来莊・白杵莊・緒方莊)で、百町歩以下は三十所で過半數を占める。日田莊は律令制の郷を数個合したものであり、武藏郷以下は郷が莊に転化したもの、百町以下のものは多く郷が数莊に分れたものである。國東地方に三百町以上のものゝ多いのは、この地方が宇佐八幡と關係があり早く開拓が進んでいた事の外に、封戸の郷がそのまま神領に転じた事に原因する。たゞ以上の面積は耕地だけ(しかも水田だけ)で畑や山林・原野を含まない。百町以下のものにも、畑や広大な未墾地があるのであつて、畿内莊園の散在的ないと異り、すべて一門莊的形態をとる。都甲莊のように開発領主の寄進にかかるものや、國郡郷司等が公領を買い込んで私領化し権貴に寄進した寄進地系莊園で、何れも辺境型莊園の類型に入る。種田莊に代表されるように、本名の面積が何れも以十町歩の田積を有する事は、名主が土豪であり地頭・御家人である事と關係し、九州莊園の特色を示している。たゞし佐伯莊以外に總地頭が見えないのは異例であり、果して純九州型かどうか、今後の検討が必要である。⁽³⁾

莊と郷の相違については、先づ郷の性格を明かにする必要がある。郷は分つて二の三種に類別する事が出来る。即ち(1)社寺

領の郷、(向)國領の郷、(内)本所・領家の莊園化した郷、である。國東郡の宇佐宮領で郷を称するものが(内)に當る。一般に社寺は近在の所領は郷を称して莊と呼ばず、特に深い精神的結合關係を以て、郷民に恒例・臨時の祭祀や日常の宿直その他の雜事に力役の奉仕を要求した。こうした所は莊よりも人との結合關係が強く、從つて封戸等から發展して所領化したものが多い事等については、清水三男氏や河野泰彦氏等の研究に詳しい。(向)は律令制の郷がそのまま國領として存続したものである。たゞしこれも國司や在庁官人等の私領化し、なお御家人たる地頭が居り、殆んど莊と変らなくなつてゐる。(内)が既に莊園化して居りながら郷を称すのは、比較的後まで國領であつたもので、莊園化の割合に新らしいものである。國領の郷が、大分郡では荏隈郷や判太郷等であるのは、國府の所在地ないしそれに接した地域であるからで、大野郡の野津院が郡内唯一の國領として残つているのは、律令時代の正税を保管する院倉が置かれていたため、後まで國領の支配権が及んだためである。由布院もやはり院倉の置かれた名残と思われ、佐伯にも平安時代天慶年間(九四一)には院倉があつたらしい。前者が實質上莊園化し、後者が完全に莊に転換しているのは、距離的制約による國領支配力の貫徹度の如何によるものであろう。

言うまでもなく、莊園には本家・領家(預所)・地頭・莊官・名主等の支配系列があるが、右にはそれを完全に明記したものは少い。また莊園組織では名田が年貢・公事(雜税及び人夫役)賦課の単位であるが、大分郡阿南莊のようにそれを明記したものは少く、記されても大部分は不完全で、例えば臼杵莊のように全くこれを記さないものも多い。幕府の命令が「國中寺社仏神領等並權門勢家莊園、國領公田及領家・預所・地頭・弁済使等交名」を注進すべき事にあつたためと、すでに述べたような精密調査が出来なかつたためであろう。在地が地頭中心の記載となつたのはこのためであつて、すでにこれは莊園が武士(地頭・御家人)のために相当侵略を受けた変質過程を示し、莊園本末の形態は可成り失われている。では莊園本来の内郷組織や農民の生活状況はどうであつたか、また個々の莊園はどうにして起り、図田帳の状態に変化したか、更にこれがどうして大友氏の一円所領に転化して行くか等々は、前記の図田帳を基礎とし、個々莊園に関するその前後の時代の史料のたんねんな蒐集と、その分析考察にまつ外はない。微力乍ら先學の示教を得て、以下この課題の解明に努力を重ねて行きたいと考えてゐる。

註

- (1)八代國治博士編莊園目録。
(2)大分郡笠和郷の条に、「内梨畑大畠依為畑、地代不分明」とあり、淡路國太田には、「畠者自元無注文」とある。
(3)安田元久氏(中世初期に於ける所領給与の一形態)西國の惣地頭について(史学雑誌五十九の二)。宮本又次博士は九州

二 豊の莊園について

- (4)清水氏著日本中世の村落、河野氏本誌論文。
(5)本朝世紀天慶四年十一月廿九日条(新訂増補國史大系九)。